



税の申告はお早めに

# 町県民税・所得税の申告期間は 2月16日(金)から3月15日(木)まで

町県民税の申告と所得税の確定申告相談受付が、2月16日(金)から始まります。

町税務課では、申告相談を中央公民館講堂で別表のとおり地区別に実施します。例年期限が迫りますと窓口が大変混雑しますので、地区別日程に従って申告されますようご協力をお願いします。

## 持参するもの

- ▼町県民税申告書
- ▼12年度納税通知書
- ▼12年度固定資産課税明細書
- ▼日雇等の場合、給与支払い証明書を持参した方については給与控除ができます
- ▼生命保険料、損害保険料支払い証明書
- ▼医療費領収書(総所得の5%又は10万円以上支払った方が該当します)
- ▼12年中にトラクター・コンバイン・農業用自動車等を取引された方は、取得当時の領収書又は販売証明書
- ▼印鑑

## 確定申告が必要な方

### 所得税

- ◆各種所得金額の合計額が、所得控除額(基礎控除・配偶者控除などの控除)を超える方。
- ◆給与所得者で、年収が2千万円を超える方。
- ◆給与所得のほかに、20万円を超える所得のある方。
- ◆2ヶ所以上から給与の支払いを受けている方。
- ◆雑損控除・医療費控除・住宅借入金等特別控除など、所得税の還付を受けようとする方。

### 町県民税

- ◆平成13年1月1日現在横芝町に住所があり、平成12年中に所得があった方。(所得税の確定申告をした方は除く)
- ◆給与所得者で次に該当する方。
  - ・勤務先から給与支払い報告書の提出がなかった方。
  - ・給与所得のほかに地代、家賃、営業、農業、利子配当などの所得のある方。
  - ・平成12年中に退職された方。

## 地区別申告相談日程

月日	曜日	対象地区
2月19日	月	中台、牛熊、木戸台、町原、谷台
20日	火	長倉、取立、姥山、遠山
22日	木	小堤、寺方、曾根合、於幾、坂田
23日	金	上町全域
26日	月	本町全域、古川全域
27日	火	東町全域、両国新田
28日	水	栗山のうち 東部、第1、第2、第3、第4、南部2
3月1日	木	上記以外の栗山地区
2日	金	鳥喰全域
5日	月	北清水全域
6日	火	新島全域
7日	水	屋形全域
受付場所	中央公民館 2階講堂	
受付時間	午前9時～11時 午後1時～4時	



※平成12年中に所得がなかった場合でも、国民健康保険税軽減の判定資料等になりますので「町県民税申告書」の提出をお願いします。詳しくは、役場税務課(☎82-8804・8805)へお尋ねください。